

令和6年3月11日

上水高等学校施設開放委員会委員長  
(上水高等学校長)

### 施設開放事業の実施に伴う登録団体の募集について

本校では、都立学校開放事業の一環として、都民のスポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため体育施設の開放を行っています。

体育施設利用際には、本校へ体育施設使用団体の登録が必要となるため、登録団体の募集を行います。

#### 記

- 1 開放する体育施設 テニスコート（硬式・軟式）
- 2 登録の要件
  - (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
  - (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
  - (3) アマチュア活動を目的としている団体
  - (4) 営利を目的としない団体
  - (5) 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体
  - (6) その他学校開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定める条件を満たす団体
- 3 申込期間 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで
- 4 登録有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）
- 5 必要書類
  - (1) 都立学校施設使用団体登録申請書
  - (2) 登録団体構成表
- 6 その他 不明な点は担当までお問合せください。

上水高等学校経営企画室  
開放事業担当  
電話 042-590-4580